



Title	西洋法制史（特集 2005年学界回顧）
Author(s)	林, 智良
Citation	法律時報. 2005, 77(13), p. 312-316
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/51785
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

西洋法制史

三成賢次
林智良
三成美保
沢田裕治

意欲的な若手論者が登場して若手全体の手で力作が数多く生み出された。

古代についての論説では、岡徹「使用貸借訴権と窃盜訴権(1)」(関法五四・五)の連載が始まり、使用貸借の借主がその目的物を盗んだ場合における訴権の競合を考察している。林信夫「リーウィウスにみる『國際關係』の淵源と法」(論叢一五六・三二四)は、

ローマ社会における「國際關係」の成立可能性について、その萌芽を部・氏族間、都市間関係と捉えたうえで、リーウィウスにおける軍事祭官の記述を中心として考察する。また、共和政期・元首政期ローマの手権婚・無手権婚を論じた作品に樋脇博敏「古代ローマの手権をめぐる一試論」(史論五五)がある。宮坂涉「古典期ローマ法における物の引渡し (traditio) について—引渡しの正当な原因 (iusta causa traditionis) の分析を中心に」(早誌五

五) は、標記の論題をめぐる諸法文間の矛盾と古典期法学者間の論争、さらに引渡の正当原因自体の概念を、弁済や売買など個別の具体的な行為類型に關わる法文の検討を通じて考察する。芹澤悟「Aif. D. 19, 2, 31における『所有権移転』と事例提示について」(亞大四〇・一)は、個別事例の解決

1 古代
本年は佐藤篤士先生、西村重雄先生の記念論文集公刊直後にあたるが、古代ローマ法および中世以降の私法史においては、論説・翻訳の各形式で引き続き活発な成果を得られた豊作の一年と考える。キャリアの長い先生方のご活躍が顯著であったが、それと並んで

「所有権移転」と事例提示について」(亞大四〇・一)は、個別事例の解決

に関する著者が行っている一連の研究

康「『契約の本性』の法理論(1)(2)」(法
協一二三・二、六)が始まつたが、本

への穀物の所有権移転があるか否かと
いう問題を、ベンケ以降の研究史をふ

まえて扱うが、その過程で共和政末期
以降のローマ法学展開史にも一条の光

をあてる。古代に関する史料の翻訳と
しては、遠藤歩「学説彙纂第四六巻第

三章の邦訳」(都法四五・一)があり、
テオドシウス法典研究会「テオドシウ

ス法典(Codex Theodosianus)(14)
(法政史学六二)、津野義堂=古田裕清
=石田雄一=森光訳「私たちの主、永

遠に尊嚴者であるユースティニアニアー
ヌスの法学提要または法学入門」(比

人柴田光蔵「約束は守られるべきで
ある(パクス・スント・セルワン
ダ)」の周辺(5)~(20)」(時法一七一八
一七四六)は、時事問題を扱うコラム
の体裁を取りながらローマ法学説他に
関する知識を随所に織り込む。戸水寛

人講述『日本立法資料全集別巻三二八
羅馬法完』(信山社)、岡本芳二郎講
述『日本立法資料全集別巻三二九 羅
馬法講義完』(信山社)が復刻された。

実定法解釈学に主たる視座をおいた
ローマ法研究については、紙幅の関係

等で原則他分野に譲らざるを得ない
ままで扱うが、その過程で共和政末期
以降のローマ法学展開史にも一条の光
をあてる。古代に関する史料の翻訳と
しては、遠藤歩「学説彙纂第四六巻第
三章の邦訳」(都法四五・一)があり、
テオドシウス法典研究会「テオドシウ
ス法典(Codex Theodosianus)(14)
(法政史学六二)、津野義堂=古田裕清
=石田雄一=森光訳「私たちの主、永

(はやし・ともよし 大阪大学教授)

2 中世

が、以下の諸作品を見出した。石川博

康「『契約の本性』の法理論(1)(2)」(法
協一二三・二、六)が始まつたが、本

論文は合意に対して法が与える補充的
・修正的作用を探求するという問題意
識から、ローマ古典期法学から現代法
に至るという大きな構想のもとで契約

規範内容の本質的要素・本性的要素・
偶有的要素の三分法理論を探求する。

武林悦子「フランス民法におけるSER-
VITUDES(役権)の研究(1)~(4)」(愛
学四五・四、四六・一~三)は、シユ
ルツらの研究によりつつローマ法より
説き起こす。継続中の川村洋子「比較
法制度史と日本民法典の売主の担保責
任制度——歴史認識と法解釈との接点
を求めて(7)(8)」(志林一〇二・一一三
~四)は、第八回においてローマ法上
の契約賠償責任に関するデュムランの
学説を論じている。堀川信一「莫大損
害(laesio enormis)の史的展開——
その法的性質と要件・効果の結びつき
を中心(1)~(3)完」(一橋法学三・二
一三、四・一)は、双務契約における
給付の均衡という問題を、キケロー
『義務について』・ユ帝『勅法彙纂』

法文の検討から、中世を経て一九世紀
ドイツ・オーストリア民事法学に至る
大きなパースペクティブで追究する。
大きなパースペクティブで追究する。

から北イタリアの法状況との対照を浮き彫りにする。

(b) ハヤシ・ともよし(

(1) 3 近世・近代
近世

(b) 中世私法史については、水野浩二「西洋中世における訴権の訴訟上の意義——『訴権を軸とする文献』についての一考察(1)(2)」(法協一二三一・五、八)が始まった。訴権の体系としてのローマ法から近代的な実体法と訴訟法の分離に展開する過程で重要な役割を果たしたとされる中世学識法学であるが、この作品は分離の時期を確定しようとする従来の視点から離れるかたちで訴権と訴状に関わる著作自体の悉皆検討をおこない、訴権提起についての中世学識法学の思考の型を明らかにしようとする。阪上貞千子「一三世紀前半南イタリアにおける普通法、特有法と勅法」(阪法五四・六)は、シチリア王国の支配下にあつた南イタリアにおける普通法と特有法の関係、とりわけその法源としての優先順位について「シチリア王国勅法集成」を主たる対象として、現代イタリアでの学説史を丁寧に追つた上で考察しており、そこ

(b) 近代私法史分野では、一九世紀
フランス法学を論じた作品として、飛
世昭裕「サレイユの『フォオト』概念
とドネツルスの『クルパ』定義——サ
レイユの『労働災害と民事責任』論文
にみられる歴史的論拠⁽¹⁾」(帝塚山九)
がある。「危険責任論争」の一端緒と
なったサレイユ『労働災害と民事責
任』自体を詳細に考察すると同時に、
サレイユが自らの「客観的なフォオト
概念」の先駆として同書で引用するド
ネツルスの著作を丹念に検討する。同
論文は巻末に二二二点にわたるサレイ
ユの詳細な業績目録を収める。水津太

郎「一九世紀前期・ドイツ普通法学における法諺『代価は物の地位を裏い物は代価の地位を襲う』について——支配的見解に対するハッセとミコーレンブルッフの批判」(法政論究六四)は、ドイツ法学における物上代位を検討する導入として同作品を位置づけた上で、一八世紀頃までのドイツ普通法学において受け入れられていた標記の法諺および*universitas iuris*と*universitas facti*の区別に対するハッセとミコーレンブルッフの批判を、兩論者間の差異をふまえつつ検討する。一九世紀ドイツ法学の成果を翻訳したものとして、ベックナー／岡徹訳「古典期ローマ法における訴訟的消耗(1)(2)」(関法五四・四、五五・一一)と、ケッラー／岡徹訳「古典期ローマ法による争点決定と判決について(1)」(関法五五・一二)とが始まった。

(b) == はやし・ともよし)